

八王子市通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取り組みの方針～

平成 30 年 3 月

(令和 4 年 8 月改定)

八王子市・八王子市教育委員会

1. プログラムの目的

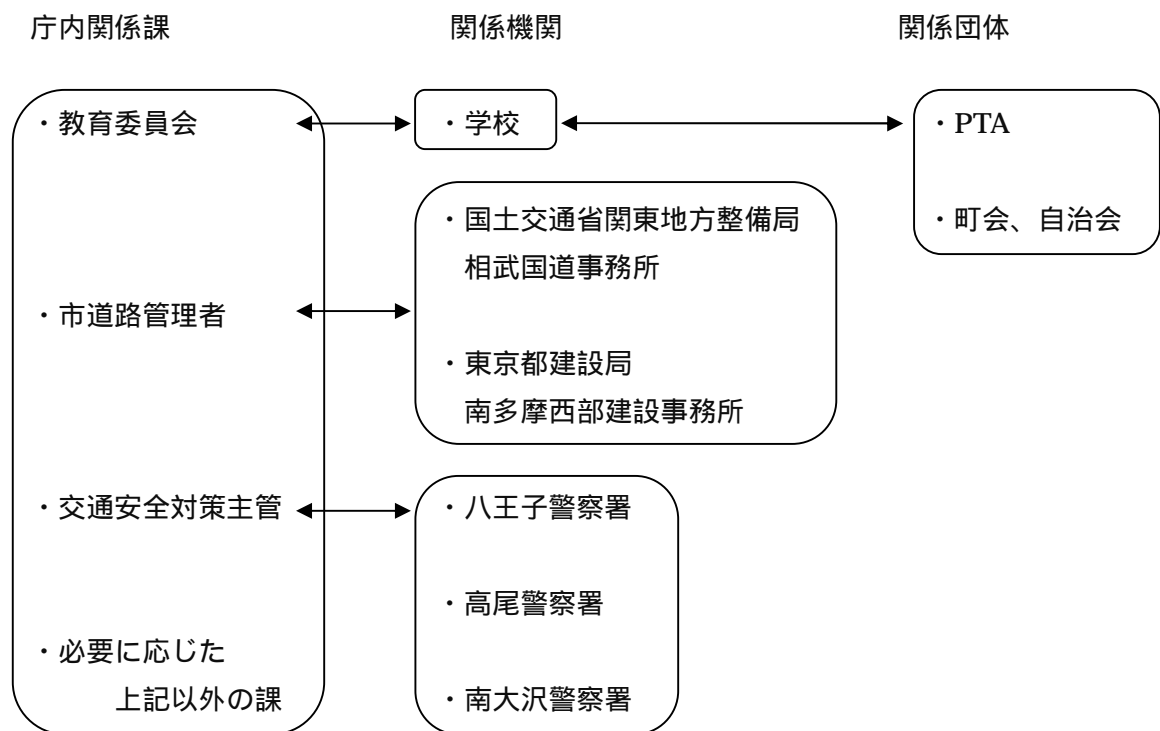
平成24年、全国で登下校中の児童が死傷する痛ましい事故が相次いで発生したことから、平成24年8月に各小学校の通学路において関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、必要な対策内容についても関係機関で協議してきました。

引き続き通学路の安全確保に向けた取組を行うため、関係機関の連携体制を構築し、「通学路交通安全プログラム」を策定しました。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていきます。

2. 推進体制

推進体制については、以下の庁内関係課と調整し、必要に応じて関係機関等とも連携を図り、ハード面での安全対策を推進するとともに、児童生徒が自ら安全確保の意識をもてるようソフト面での充実も図ることを目的とし、通学路の安全確保をより一層深めるため、安全対策についての取組みを推進する。



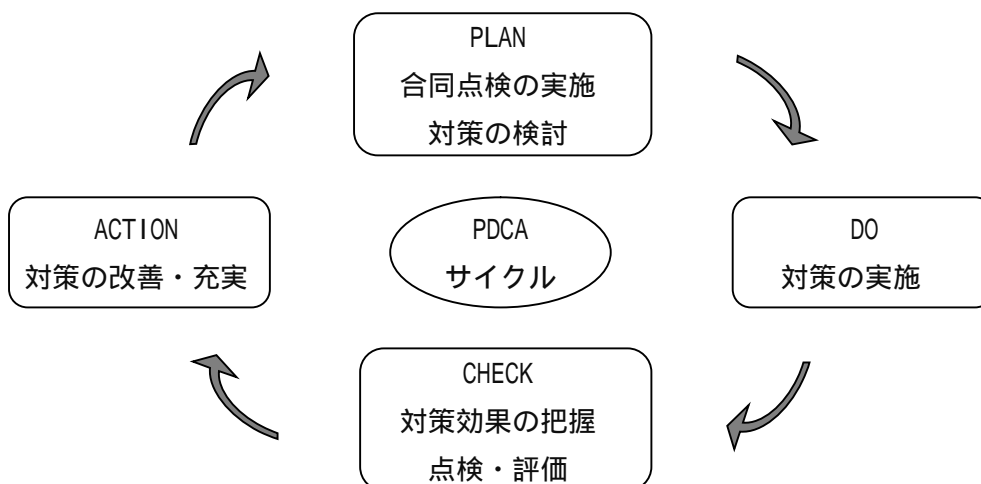
3. 取組方針

(1) 基本的な考え方

通学路の安全を確保するため、合同点検を継続して実施し、点検実施箇所の事後検証を行い、対策の改善を図ります。

この取組を PDCA サイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全確保を図っていきます。

【通学路等安全確保のためのPDCA サイクル】



(2) 定期的な合同点検

合同点検の点検箇所は、各学校が通学路の安全点検を行い、その結果、点検が必要な箇所及び過去に点検と対策を行った箇所のうち再点検が必要と考えられる箇所について教育委員会に報告します。教育委員会は通学路の合同点検を円滑に実施できるよう各関係機関と点検の日程を調整します。

(3) 合同点検の体制

学校ごとに、学校、保護者、道路管理者、警察、自治会等が参加する合同点検を実施します。

(4) 対策箇所の検討

合同点検の結果から明らかになった対策・改善必要箇所について、箇所ごとに歩道整備や防護柵設置等のハード対策や交通規制、交通安全教育等のソフト対策など対策必要箇所に応じて具体的な実施メニューを検討します。

(5) 対策の実施

対策の実施に当たっては、円滑に進むよう関係者間の連携を図ります。

(6) 対策効果の把握

合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等について、各学校を通じて、対策効果の把握を行います。

(7) 対策の改善・充実

対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善、充実を図ります。

4 対策一覧表の作成

各学校ごとの点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために学校ごとの「対策一覧表」等を作成し、認識共有を行います。

スケジュール

時期	内容	実施機関
3月	通学路合同点検実施通知 点検箇所報告依頼	教育委員会 学校
3～4月	通学路の安全点検 通学路合同点検調書の作成	学校
5～6月	点検箇所の集約	学校 教育委員会
7月	点検調書の確認、参加者の調整	教育委員会
9～11月	合同点検実施（対策の検討）	教育委員会、管轄警察署、道路管理者（国・都・市）、学校、保護者等
合同点検実施後	対策の実施 実施状況の確認	同上
3月	対策一覧表の通知	教育委員会 学校